

Q853. 週1日勤務のパートタイム労働者にも有給休暇を与えなければなりませんか？

使用者は、雇入れ日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に10日間の有給休暇を与えなければなりません（労基法39条1項）。

パートタイム労働者も労基法上の「労働者」ですから、雇入れ日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した場合には有給休暇が発生します。

ただし、有給休暇の付与日数は、正社員とは異なります。週1日勤務のパートタイム労働者は、雇入れの日からの継続勤務期間が6か月になった時点で1日、1年6か月、2年6か月、3年6か月になった時点でそれぞれ2日ずつ、4年6か月、5年6か月、6年6か月になった時点でそれぞれ3日ずつの有給休暇が与えられます（労基法39条3項、労基法施行規則24条の3第3項）。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

勤務弁護士作成